

令和6年第5回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和6年5月24日（金） 午後3時 開会

場 所 市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	青地 弘子
教育委員	山本 一博	教育委員	沖田 行司
教育委員	神寄 由紀美	教育部長	中西 美智代
こども未来部長	井口 みゆき	教育部次長	福井 健次
管理監（図書館担当）	松野 勝治	教育審議員兼教育研究所長	栗田 一路
教育総務課長	池元 貴之	学校教育課長	北川 守一
校務支援室長	松本 良恵	生涯学習課長	中西 恵美子
学校給食センター所長	長崎 充利	幼児課長	辻 温
こども政策課長	猪田 誠	学校教育課参事	中山 温子
幼児施設課長	村田 修一	校務支援室指導主事	五十子 弘祐
事務局(教育総務課長補佐)	小辰 あつ子		

以上21名

開会

教育長

皆さんこんにちは。本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
ただ今から、令和6年第5回教育委員会定例会を始めさせていただきます。
最初に、「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第4回定例会」及び「第3回臨時会」の会議録について、あらかじめ事務局から配付し、御確認いただいていると思います。会議録の内容に御異議はございませんか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、「第4回定例会」及び「第3回臨時会」の会議録は承認いただきましたので、後ほど、それぞれの会議録署名委員に署名をお願いいたします。

なお、今回の第5回定例会の会議録署名委員は、「青地委員」と「山本委員」を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、次第に従い、進めさせていただきます。

「1 報告」です。はじめに、私から教育長報告をさせていただきます。

（教育長報告）

教育委員の皆様には、16日に開催されました、滋賀県都市教育委員会連絡協議会へ御出席いただきありがとうございました。協議会後には5年ぶりに懇親会が開催されましたが、様々な情報交換をしていただける有意義な場となったかと思っております。

先週の5月17日から人事訪問で学校を訪ね、新年度スタートを切ったばかりの学校の様子を拝見しています。総じてそれぞれ、落ち着いた様子で授業が行われているという印象を

教育長

受けました。今年度設置しました校内教育支援センターもうまく活用されており、コーディネーターや支援員が常駐していることが、その効果をより一層高めてくれていると感じています。スタートしたばかりで、安易に評価はできませんが、今後の動向に注目していきたいと思っています。

一昨年、市内の小学校で発生したしましいじめ重大事態について、第三者委員会を設置し、調査報告をお願いしておりましたが、１年半に及ぶ調査を経て、先週 14 日に第三者委員会から報告書の提出を受けました。長期間にわたり関係者への聞き取り、調査を実施し、報告書としてまとめていただきました。

詳細については、後ほど担当から報告いたしますが、第三者委員会からは、学校に対し、また教育委員会に対し、提言をいただきました。それぞれ厳しい御指摘もありますが、真摯に受け止め、今後二度とこのような事態が発生することのないよう、誠実に対応していきたいと考えております。

今後は、被害者、保護者に御報告申し上げ、保護者の意向を確認させていただいた上で、その思いに沿った形で報告書の公表を考えていきたいと思います。

最近の報道で気になるものを紹介します。

「運転手不足 修学旅行を直撃」、「万博への学校招待 活用 65%」、「大阪府が万博無料招待 判断材料なく学校混乱」というものです。

滋賀県が予定している無料招待に、学校行事での活用を考えているとした学校が 65 パーセントだったとのことです。未就学の子供や学校が活用を見送った場合、また教育旅行の対象外となった学年などには無料招待券を配布する予定であるということです。

課題として、「受け入れ態勢が不明瞭のまま、各学校は来場日時や交通手段、食事場所となる団体休憩所の予約希望を回答しなければならない。」ということが挙げられます。大阪府教育委員会では「見学するパビリオンを事前指定できない」としていることも課題だと挙げていました。「教員が下見できる期間が不明であること」、「3 月に会場で爆発事故が発生し、安全面への懸念が浮上していること」などの点が挙げられていました。

東近江市教育委員会としても、校長会議などで議論し、検証しながら対応を示していきたいと考えているところです。

教育長報告は以上です。

次に教育部長から報告をお願いします

(教育部長報告)

教育部長

皆さん、こんにちは。教育部の中西です。

新緑がまぶしい季節を迎えました。ようやく、新年度の慌ただしさも少し落ち着き、環境の変化にも少しずつ慣れて、仕事や生活も軌道に乗ってきたように感じています。

本日、教育部からは 3 点、御報告いたします。

まず、1 点目は、今年度から新たに設置しました校内教育支援センターについて報告をいたします。

5 月に入ってから、学校問題対策支援室の小椋室長と校内教育支援センターを設置した学校へ、順次、訪問させていただいております。どこの学校においても教室の配置場所や子供たちへの心配りなど、細やかな配慮をいただく中で、コーディネーターや支援員を中心に学校が一体となって取組を進めていただいております。中には昨年度まで学校に来ることがで

きなかった児童がセンターに通室できるようになったり、センターから教室へ復帰できるようになったケースもあると聞いております。何よりも一番の目的である居場所としての役割が果たしていることを大変嬉しく思っております。

そのような中で、5月9日には、校内教育支援センター配置校の校長とコーディネーターにお集まりいただき、第1回の運営会議を開催いたしました。会議では、各校の状況等を報告していただくとともに、熱心に意見交換も行っていました。今後もこのように情報を共有することで、様々な方策を学び、それぞれの学校の実践に活かすことで、校内教育支援センターをより一層充実したものにしていきたいと考えております。

2点目は、湖東学校給食センターの蒸気配管の断裂による給食の献立変更について報告をいたします。

学校給食センターでは、蒸気を利用し、加熱調理や食器洗浄を行っており、その配管が地下に敷設されています。

5月8日（水）、ほかの設備の点検にきた業者から、地下で蒸気漏れがあるのではないかと報告を受け、蒸気配管保守業者に蒸気漏れの修理を依頼しましたが、地下ピットが高温となっており、損傷箇所の確認ができませんでした。

これまでからも配管のつなぎ部分等の蒸気漏れは起こっており、その都度修理しながら運用しておりましたので、週末まで従来どおり給食を提供し、その後、損傷箇所を確認し、修理することといたしました。

11日（土）の午後に蒸気配管の損傷箇所を確認したところ、溶接している箇所が断裂しており、応急的な復旧は不可能であることを確認しました。

復旧には、再溶接をするしか方法がないことから、材料や技術者の手配を行いました。13日（月）の夕方しか対応ができないため、緊急対応として、13日の給食の献立を非常対応食のレトルトパックの救給カレーに変更しました。この緊急の献立変更については、前日の12日のうちに園、小中学校の保護者に連絡をいたしました。

なお、修繕は予定どおり行うことができましたので、14日（火）から通常どおりの給食を提供しております。

今後におきましては、このようなことが起こらないよう、施設設備の点検を行い、より一層安全安心な給食の提供に努めてまいります。

3点目は、5月16日に民間施設を利用する子供や保護者への支援の在り方調査・検証事業の概要について、県の子ども若者部子どもの育ち学び支援課から通知があり、事業目的や概要、事業スキーム、事業スケジュール案が示されました。それを受けて急きょ20日に市町の担当者を対象とした説明会がズームで開催されました。各市町からの質問に対し、県の担当から回答をされましたが、検討事項や確認事項が多数あることから、これらを整理して、27日（月）には正式な通知がいただけるということです。事業は6月から開始の予定ですので、市の補助金制度と併せて、対象となる児童生徒の保護者がスムーズに手続きが進められるように保護者への周知をしっかり行いたいと考えています。また、委員の皆様にも、6月の定例会において詳細を御説明させていただく予定です。

最後に、5月14日の福祉教育こども常任委員会協議会において、教育委員会からは学校施設の入札結果2点の案件と2点の報告事項を説明しました。詳細はこのあと担当から説明させていただきます。

以上、教育部からの報告とさせていただきます。

教育長	ありがとうございました。それではこども未来部長から報告をお願いします。 (こども未来部長報告)
こども未来部長	こども未来部長の井口です。よろしくお願いします。 新年度がスタートし、2箇月が過ぎようとしています。子供たちは新しい環境に慣れてきた頃である一方で、登園を渋るなど不安定になる頃でもあります。市では子どもや保護者の不安が軽減できるよう、寄り添い、相談支援に取り組んでいるところです。また今日のように、夏日となる日も出てきていますので、熱中症にも十分注意をしながら対応してまいります。 現在、国会では、子ども・子育て支援法等改正案について審議されており、改正案には、児童手当の拡充や児童扶養手当の加算額引き上げなどが示されています。法案は今国会で成立する見通しであることから、こども未来部が所管する事業について、担当課がそれぞれ準備を進めているところです。 さて、明日 25 日に、ショッピングプラザアピアの4階アピアホールにおきまして、保育人材の確保を目的とした、保育の仕事・就職フェアを開催します。 会場には市内の認定こども園等の一日の様子を見ていただけるコーナー、工作を体験できるコーナー、就職相談コーナーなど、いろいろなコーナーを設けています。 保育士を目指しておられる学生や潜在保育士の方などに対し、東近江市の保育現場で働くことの魅力を発信し、多くの保育人材が確保できるよう取り組んでまいります。 以上、こども未来部からの報告といたします。
教育長	それぞれ報告が終わりましたが、御意見、御質問等ございませんか。
山本委員	教育部長報告の3点目はフリースクールのことですか。
教育部長	フリースクールのアンケートのことです。
教育長	ほかに質問等がないようですので、続きまして、「2 協議事項」に移ります。 前回の定例会で御説明をさせていただきました「東近江市学校教育情報化推進計画について」皆様と意見交換をさせていただきたいと思います。 事前に御意見等がありましたら御連絡いただくようお伝えしておりましたが、特に御意見はなかったということでした。もし、この場で御意見、御質問等ありましたらお願いします。
山本委員	「再掲」ということで重複して書かれているところがあります。6ページの「3 ICTを活用するための環境整備」と「4 ICT推進体制の整備と人材確保」の項目の中に同じ文章で書かれていますが、それだけ力点を置くということですか。
校務支援室指導主事	要綱の項目に重複する内容があるので、どちらの項目にも載せています。

山本委員	そういう理由でいえば、13 ページ(ウ)も 12 ページ(イ)と同じような文言になるのですね。こういった計画書などで同じ文言が出てくるものをなかなか見慣れないので、あえて「再掲」と書いていることで、強調する何かがあるのかと思いました。
校務支援室指導主事	計画書を作成する際に国や県のことを参考にし、重複する内容の場合は「再掲」と記載していたため、どちらの項目にも必要な内容であれば重複して挙げ、「再掲」と記載しました。
山本委員	参考にされたものがあるのですか。逆に東近江市という独自性はどの辺にあるのですか。
校務支援室指導主事	「再掲」という記載方法について、県のことを参考にしました。 東近江市の独自性といいますと、中学校で I C T 活用を進めていくためにも「三方よし学力向上プラン」を中心に I C T を普及させるというところなどです。
山本委員	現状と課題は東近江市のものであり、基本方針は「三方よし学力向上プラン」という文言が入っているということですか。
校務支援室指導主事	内容について、県のものに似ているところはありますが、東近江市の現状と課題にあわせて作成しています。
青地委員	質問させていただきます。4 ページにあるように、「4 学校における働き方改革と組織・体制」は大事なポイントだと思います。その中に「市独自に雇用した I C T 支援員を中心に」とありますが、市の支援員は現在配置されていますか。
校務支援室指導主事	現在、校務支援室に 2 名配置しています。本来はあと 2 名必要ですがまだ人材が見つかっていません。 他市では学校へ行き支援されているところもありますが、東近江市では教育委員会で一括的に支援体制をとっています。
青地委員	支援体制は分かりました。 次に 7 ページのところ、人材確保にもつながってくると思いますが、(2)、(3)、(4)の表記について、それぞれ方向としては分かりますが、3 つの内容を照らし合わせたときに会議を含めて I C T 担当教員の負担が増えてくるのではないかと考えられますし、少し分かりにくかったので、こういった方向で考えられていますか。
校務支援室指導主事	(2)に関しては、I C T 推進委員会があり、以前から定期的に集まっています。そういった会を中心に更に推進していくような形を作っていくということです。今後、I C T のいろいろな教材又は、いろいろな機器が入ってきたときに、I C T 推進委員だけが対応するとなれば、これから負担が増えることは十分考えられます。情報担当者は学校に数名いますので、I C T 推進委員だけに偏らないように、授業の部分については推進委員が中心に行い、学校校務の部分については事務職員やほかの職員とも連携を強化し、I C T 推進委員だけに任せないよう言っています。

校務支援室指導主事	(4)については、本来ですとＩＣＴ支援員を４名配置し、１、２名で学校へ出向き、学校でのＩＣＴの困り事等を聞き、直接学校で解決していくという方向性で進めたいのですが、現在人材が確保できていません。しかし、今後人材を確保し、教育委員会の中で終わるのではなく、学校へも足を運びＩＣＴの向上へつなげていくということです。
青地委員	方向性としては大変よく分かりますが、どうしてもひとつずつを取り上げていくと、校内でも校外の会議でもかなり教職員に負担が増えていくと予想されるので、その辺のかみ合わせを考えながら進めていただけるとありがたいです。 学校へ出向いていただくのは良いと思います。
神寄委員	学校の先生にＩＣＴのことを伺いましたら、使っている端末やアプリが東近江市内でもいろいろあると聞きましたが、統一はしているのですか。
校務支援室指導主事	東近江市内で端末の統一はしています。 アプリについても、セキュリティ上のことがあるので、使えるものを統一し、一旦検証した上で、学校に使えることを周知しています。
神寄委員	市内の学校の先生に聞いた話ですと、Ａアプリが使いやすいけれど、アプリが違くと異動した先でもう一度最初からやり直さないといけない、Ａアプリであればコミュニティが盛んなので、そこでやり取りができるのと言われていました。それがもっと普及すれば教員同士で情報交換ができるのではないかと聞きましたが、実際どういった状況でしょうか。
校務支援室指導主事	実際にＡアプリについては検証をしています。会社にも直接話を聞かせていただきました。いろいろ便利ですが、予算のこともありますし、今、あるものでそれができないかということを考えています。なかなか同じものはないですが、よく似たものは何種類かありますので、少しでも現場が使いやすいものを検証していきたいと思います。
神寄委員	ありがとうございます。 今は何を使われていますか。
校務支援室指導主事	授業の中ではＢアプリというものがあります。Ｂアプリは買い切り型で、数年前に導入した際に一度支払えばずっと無料で使えますが、Ａアプリは年間１,５００万円ほどのランニングコストがかかるということもあり、Ｂアプリが使える間は使っているというのが現状です。
教育審議員	おそらくその意見を言われたのが、他市町から来られた方だと思います。 今までＡアプリを使われていたのでそのまま使いたいということだと思います。東近江市はＢアプリを使っているの、まずはＢアプリの良さを知った上でＡアプリと比べていただくのであれば分かりますが、今まで使っていたので導入してほしいとなると少し話が変わりますので、その辺のことや、予算もあわせて考えていかないといけないと思っています。
神寄委員	アプリ等について、東近江市内で統一されているか分からなかったので質問させていただ

神寄委員

きました。ありがとうございます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、今後この計画に基づき、学校教育における情報化事業を進めていきたいと思いを。今回の御意見についても参照させていただきます。また、何かあれば協議、報告の場を持たせていただくかと思いますので、その際はよろしくお願いします。

続きまして、「3 報告事項」に移ります。

「令和 6 年度第 1 回滋賀県教科用図書第 3 採択地区協議会について」担当課から説明をお願いします。

学校教育課参事

学校教育課参事の中山です。よろしくお願いします。

滋賀県教科用図書第 3 採択地区協議会について説明いたします。

令和 6 年度第 1 回協議会を 5 月 21 日に開催しました。協議会規約等の改正について承認いただき、事業計画について確認しました。協議会の規約について資料を御覧ください。

東近江市立小中学校で使用する教科書は、規約第 3 条にありますように、本市と近江八幡市、日野町、竜王町の 4 教育委員会で作る、滋賀県教科用図書第 3 採択地区協議会において採択することとなっております。

組織につきましては、第 5 条にありますように、関係市町の教育長、教育委員会委員、保護者代表のそれぞれ 1 名の計 12 名で構成しています。

また、第 6 条にのっとり、会長を近江八幡市の安田全男教育長に、副会長を日野町の安田寛次教育長に、監事を本市藤田教育長と竜王町の甲津教育長にお引き受けいただいております。

続いて、第 13 条を御覧ください。「教科用図書の選定は、第 15 条第 3 項の報告及び滋賀県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する」とあります。この第 15 条第 3 項の報告について、次のページ第 15 条を御覧ください。第 15 条には「協議会に教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調査研究会を置く」とあります。第 13 条に示されている「第 15 条第 3 項の報告」とは、この調査研究会が協議会に行う報告のことです。

次に、今年度規約の改正を 2 点行いました。改正箇所について説明します。

1 点目として、第 12 条において「5 会議は非公開とする」を追加しました。協議会は静ひつな審議環境の確保の観点から従来から非公開で行っており、それを明文化したものです。

2 点目として、第 15 条にある調査研究部会の研究員の名称を変更いたしました。調査研究部会の構成員には、これまで「調査研究部長」、「専門調査研究員」という名称を使っていましたが、「専門調査研究員」を「調査研究員」としたほうが、部会を代表する「部長」と「研究員」の関係性が理解しやすいという判断から変更としました。以上 2 点を協議会で承認いただいております。

次は採択要項、また、その次のページが採択方針となります。この要項、方針にのっとり、調査研究会が教科用図書を調査研究します。

今年度は、令和 7 年度に使用する「中学校全教科」と「小・中学校特別支援学級用教科用図書」の調査・採択を行います。「小・中学校特別支援学級用教科用図書」については、毎年

学校教育課参事	採択を義務づけられております。 8月19日に第2回第3採択地区協議会が行われ、これらの調査研究結果の答申を基に令和7年度から使用する教科用図書の選定を行います。その後、8月23日の教育委員会において、令和7年度から使用する「中学校全教科」と「小・中学校特別支援学級用教科用図書」を協議・採択いただきますのでよろしくお願い致します。 以上で報告を終わります。
教育長	ありがとうございます。ただ今の報告について、御意見、御質問はございませんか。
各委員	(意見、質問等なし)
学校教育課長	補足ですが、見本については、いつでも見ていただけるよう昨年度と同様に東D会議室前に置かせていただきます。6月の始めから教科書展示が始まったと同時に置かせていただきますので、お立ち寄りいただければと思います。
教育長	続きまして、「福祉教育こども常任委員会協議会報告について」教育部から報告をお願いします。
教育総務課長	教育総務課の池元です。よろしくお願い致します。 まず、永源寺中学校大規模改修工事（建築・電気設備・機械設備）の入札結果について、説明しますので資料を御覧ください。 現状と課題につきましては資料記載のとおりですが、課題としましては、普通教室棟で47年、特別教室棟で39年が建築から経過し、老朽化が進んでいる状況です。普通教室棟と特別教室棟が離れており、段差のある開放渡り廊下で接続している。また、エレベーターもなくバリアフリー対策が必要であるとしています。 それでは、「解体」と記載している図面を御覧ください。こちらが現況になります。工事としては、渡り廊下、灯油庫等、普通教室等建築の支障となる建物を令和6年度に解体します。また、旧普通教室等、体育館との渡り廊下、屋外トイレ、自転車置場を令和7年度に解体します。 もう一度、元の資料を御覧ください。取組等に工事概要を記載しています。 令和6年度から令和7年度までの2箇年で大規模改修工事を行います。工事概要につきましては、令和6年度に普通教室棟及び渡り廊下の建築を行います。 普通教室棟、鉄骨造2階建、1,594平方メートル、普通教室4室、特別支援教室3室、職員室、校長室等です。 令和7年度に特別教室棟、柔剣道場棟の改修を行います。併せて、旧普通教室棟を解体し外構整備を行う予定をしています。 工期は、契約締結日から令和8年3月20日までです。 入札の結果につきましては、備考に記載していますので御覧ください。 なお、落札価格は全て税込で記載しています。 建築工事については、832,700,000円、落札業者は、株式会社奥田工務店東近江支店です。 電気設備工事については、220,000,000円、落札業者は、サイテック株式会社です。

教育総務課長

機械設備工事については、139,656,000 円、落札業者は、村防工業株式会社です。

なお、解体外構工事は、令和 6 年度中、令和 7 年 1 月頃に入札予定です。

再度、図面を御覧ください。「建築」と記載されているものです。赤で示しているものが、令和 6 年度に工事を行う部分、青で示しているものが、令和 7 年度に工事を行う部分となっておりますので、御確認ください。

続きまして、能登川南小学校大規模改修工事（建築・電気設備）の入札結果について、説明します。

こちらも、現状と課題につきましては資料記載のとおりです。

課題としましては、校舎の建築から 42 年が経過し、老朽化が進んでいる。児童数の増加に伴い教室の不足が生じている。校舎棟のみを改修すると、増築棟との学習環境に差が生じることから、増築棟も併せて改修が必要であるとしています。

こちらも、令和 6 年度から令和 7 年度までの 2 箇年で大規模改修工事を行います。

工事概要としましては、普通教室棟及び特別教室の内装外装工事を行う。外壁の補修及び塗装工事を行う。屋根の防水改修工事を行う。外部、内部建具の更新を行う。造り付家具の更新を行う。増築棟及び外部トイレの改修を行う。動力設備の更新を行う等です。

工期は、契約締結日から令和 8 年 3 月 20 日までです。

入札の結果につきましては、備考に記載していますので御覧ください。

こちらも落札価格は全て税込で記載しています。

建築工事につきましては、668,800,000 円、落札業者は、株式会社大兼工務店です。

電気設備工事につきましては、207,350,000 円、落札業者は、株式会社サンエヌテックです。また、機械設備工事は、令和 6 年 6 月に開札予定です。

能登川南小学校の図面を御覧ください。赤で示しているものが、令和 6 年度に工事を行う部分、青で示しているものが、令和 7 年度に工事を行う部分となっておりますので、御確認ください。

なお、永源寺中学校大規模改修工事の建築、電気設備工事、能登川南小学校大規模改修工事の建築、電気設備工事に係る請負契約の締結につきましては、東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に基づき、市議会の議決に付さなければならないことから、6 月市議会定例会に議案上程する予定です。

実際に工事は夏休みから行いますので、進捗等につきましては定例会で教育委員の皆様へ随時報告をさせていただく予定をしています。

説明については以上です。

教育長

説明は終わりました。

簡単に補足させていただきますと、永源寺中学校については、令和 7 年度入学生徒に対して、バリアフリー化が喫緊の課題でしたので、令和 6 年度に建築できるよう計画を進めてきました。

能登川南小学校については、校区再編を行いました。再編をしていなければもっと多くの教室が必要となりますが、校区再編をし、今ある校舎の中で納まるような形で見込みを立て、それに応じて部屋の整備を行うことが可能となりましたので、令和 6 年度、令和 7 年度で改修を行ったということです。

この件について、御意見、御質問はございませんか。

山本委員	永源寺中学校は、校舎を使いながら工事をされると思うのですが、能登川南小学校は、プレハブ校舎等を建てて工事をされるのですか。
教育総務課長	能登川南小学校につきましては、夏休みに集中工事をしますが、図面を見ていただきまして、年度の中で段階的に工事をし、移ってもらいながら、順に工事を進めていきます。
教育長	こういった形での工事は、今まで何箇所も行っています。主には夏休み期間に集中しますが、比較的空きが考えられるところは、移しながら工事を行いますので、この計画年度で、仮設も建設することなくできると考えています。
青地委員	詳細はこれからということですので、今聞いてもはっきりしないかもしれませんが、一つは、永源寺中学校は中庭が広く、渡り廊下がすのこを敷いたものだったと思うのですが、工事期間中、渡り廊下は最後に撤去することになるのですか。もし渡り廊下を撤去してしまえば、特別教室棟へ行けるのですか。
教育総務課長	まず解体を行うのではなく、委員が言われるように、令和6年度の後半部分で解体をする予定です。普通教室棟については、令和7年度で解体を行います。解体はいずれにしても、後半部分でのスケジュールになります。
青地委員	分かりました。 もう一つですが、「柔剣道場」とありますが、実際に柔剣道で活用されているのですか。
教育総務課長	名称は「柔剣道場」となっていますが、集会等に使われています。建物として、柔剣道場という形で建築している関係で、この名称となっています。
青地委員	この機会に、名称を検討いただければと思います。
教育長	今までは1階に集会室で2階に柔剣道場となっていましたが、バリアフリーの観点で、柔剣道場は1階の方が良いだろうと判断し、入れ替えたと聞いています。 もう一点、先ほどの渡り廊下の件ですが、一時的に仮設の渡り廊下を使わないといけないと思います。
教育審議員	委員が言われるように、現在では柔剣道場として使っていないので、昔の名前を残す必要があればそのままでないといけませんが、現在の状況に合わせるかどうかですね。
沖田委員	滋賀県都市連協の協議会へ出席した際に、ICTの新しい教室を紹介されていました。教室をゾーンで色分けし、共同したり、集まったりされていました。新しいICTを使うような教室の工夫などはされているのでしょうか。
教育総務課長	現段階ではまだ決まっていません。

教育長

東近江市では、それぞれの教室に大型掲示装置を設置し、気軽にそれぞれの授業の中で使える方式を選んでいきます。紹介された市は、ICTを使うためにその部屋へ行き、より一層充実した形の授業を行うということと言われていたかと思います。東近江市では、それぞれの教室で利用できる方が、移動も少ないためそちらの方が良いと判断しました。

教育総務課長

計画としては、平面図の2階部分にICT教室を作る予定をしています。

教育長

続きまして、(3) その他・東近江市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について、学校教育課校務支援室から報告をお願いします。

校務支援室長

学校教育課の松本と申します。

「東近江市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱」について、第4回の定例会で議決をいただきましたので、5月14日に開催されました福祉教育こども常任委員会協議会で概要説明を行いました。委員会でいくつかの質問を受けましたので、応答を含めて御報告をさせていただきます。

まず、補助対象者の標記について、原則月1回以上フリースクール等に通所の場合、1回しか利用されないことは、それ以上の補助金を支払うことにはなるのではないかと。その歯止めについて、要綱には分かるようになっていないのではとの質問については、補助金の額は、使われた金額に対して補助率をかけるもので、使われた金額以上に補助金を支払うことはありません、要綱にもわかるように記載をしますと答えしています。

次に、補助金額が上限4万円という考え方についてデータなどがあつたかどうかとの質問については、県内の各市町の状況を参考に決めさせていただいたと説明しました。

次に、保護者への案内に概要の文書だけでは分かりづらいのではという質問については、今回の資料は説明用であり、保護者への周知の際には分かりやすい方法でと考えていますと説明しました。

次に、児童生徒の出席扱いについて学校が出席と認める、認めないというようなことがないように、また周知についてフリースクールを利用されている家庭では、学校からの周知があっても届きにくいのではという質問については、校長が学校の教育活動に照らし合わせてそれに準じて判断するとなっていますし、判断した資料を教育委員会も確認します。

また、周知の件については、現在フリースクールに通っている児童生徒の把握分は個別対応をさせていただき、連絡用アプリ等で周知をすると説明しました。

本委員会の開催時には、県からの事業についての連絡がありませんでしたので、常任委員会協議会では、周知について、県の事業と併せてさせていただくと説明しましたが、教育部長からの報告にもありましたように、県から説明会が開催され、各市町からの質問に対して27日(月)に正式な通知がいただけることとなっておりますので、通知内容に沿って、事務を進め、事業の周知を行いたいと考えています。

報告は以上になります。

教育長

この件について御意見、御質問等ございませんか。

各委員	(意見、質問等なし)
教育長	続きまして、「令和6年度東近江市中学生議会について」生涯学習課から報告をお願いします。
生涯学習課長	生涯学習課から東近江市中学生議会の開催について御報告します。 今年度の東近江市中学生議会を11月10日(日)に開催することとなりました。この事業は、令和4年度から始まり今年度で3回目となります。 この度、「中学生議員大募集」とした資料(リーフレット)を作成しましたので、市内の中学生から議員を募集したいと考えております。 また、今後のスケジュールですが、資料2ページの活動内容のとおり、7月6日(土)に任命式を行い、そのあと7月13日から全5回の事前研修会を経て本会議を迎えることとなっています。 本会議当日は、東近江スマイルネットで中継をしていただきますので、市民の皆様にも議会の模様を御覧いただけます。 東近江市中学生議会は、青少年の健全育成や郷土愛を育むとともに、主権者教育や市議会の仕組みを学ぶといったことを目的としておりますが、事前研修会を通して、中学生が東近江市のことを知り関心をもつことができたり、他校の生徒と交流ができるなど、学びの多い事業となっております。 中学生議員の募集は、6月14日(金)までとしており、個人又はグループで応募していただけますので、お知り合いの方などおられましたらお声かけいただけると幸いです。 東近江市中学生議会の開催について、報告は以上です。
教育長	この件について御意見、御質問等ございませんか。
神寄委員	こちらの参加申込に当たって、周知等はこのパンフレットを各学校へ配られたりしているのですか。
生涯学習課長	市内の中学校へパンフレットを配り、募集をしています。
神寄委員	P T Aで参加させていただいたときに、参加申込の人数が少ないことを聞きましたが、ここで見せていただいた動画が、よく集約されておりとても分かりやすかったです。パンフレットだけではなく、そういった動画を学校で見せる機会があったり、体験者の体験談を聞けばもっと参加が増えるのではないかと思いますでしたが、そういう対策はされていますでしょうか。
生涯学習課長	ありがとうございます。今、委員が言われたような内容で、実行員会から中学生へP Rしていこうという話が出ていますので、今年度は何らかの形でしっかりと募集をしていこうということで進んでいます。
教育長	ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。 それでは、「こども未来部」から報告をお願いします。

教育長

(1) 夏季休業期間限定学童保育所の試行的開設についてこども政策課からお願いします。

こども政策課
長

こども政策課の猪田です。よろしくお願いします。

「夏季休業期間限定学童保育所の試行的開設について」説明いたします。

現状といたしましては、本市では学童保育所を全ての小学校区に開設していますが、入所希望者が増加し、今年3月末現在で76人の待機児童が発生しています。また、昨年度に小学生の保護者を対象としたアンケート調査の結果では、特に夏季休業期間の保育ニーズが高いことが明らかになりました。

課題といたしましては、現在の学童保育所において、夏季休業期間のみ受け入れ人数を増やすことは運営面で難しい状況ですので、夏季休業期間の保育ニーズの受け皿が必要となります。

そこで、取組といたしまして、夏季休業期間限定の学童保育所の仕組みを構築し、効果的な待機児童対策を行うため、試行的に夏季休業期間限定の学童保育所を開設します。

開設場所は2箇所、特定非営利活動法人しみんふくしの家八日市が運営者となって布引小学校内と、一般社団法人おうみ育ちの家が運営者となって能登川南児童クラブ内で実施します。保育料は2万7,000円で、能登川南についてはおやつを提供があるため、雑費として1,000円を徴収します。

対象児童は、令和6年3月31日現在の待機児童です。また、開設期間については、7月22日から8月31日までで、開所時間は午前7時30分から午後6時30分までです。

次に、資料2ページを御覧ください。1ページ目の補足説明になります。

まず、背景につきましては、学童保育所は、就労等によって保護者が放課後家庭にいない世帯の児童、すなわち保育を必要とする児童の保育・生活の場となっています。

市内の状況としましては、現在23箇所開設しており、その内訳は、公設民営が22箇所、民設民営が1箇所です。

例年、夏休み終了後に入所児童数が減少し、令和5年度では4月の入所児童数1,593人が夏休み後の9月には1,523人となり、70人減少しています。

本市では現在、学童保育所の入所申込みに当たっては、夏休み限定の学童保育を選ぶことができないことから通年保育の申込みが増え、待機児童が発生していることが課題となっています。

こうした課題の下で、保育ニーズにあった受入体制を整えるため、令和6年度においては、夏季休業期間限定の学童保育所2箇所を試行的に開設します。

資料3ページを御覧ください。

令和6年度の事業概要のうち、開設場所につきましては、学童保育所を運営するに当たって国から交付される交付金の基準上、長期休業期間にクラブ数を増やす取組については、現在の運営者が現学童保育所の箇所数を増やすことが要件となることから、夏季休業期間限定学童保育所の運営者は、現在の学童保育所の運営者に限定され、開設場所もその運営者が運営する学童保育所又はその小学校内に限定されます。

このことから、運営者全8団体と協議を重ねてきました。

運営者にとっては保育スタッフが十分に確保できるかなど大変難しい課題のある取組ですが、協議の結果、特定非営利活動法人しみんふくしの家八日市が小学校を活用して八日市地区に1箇所、また、一般社団法人おうみ育ちの家が既存施設を活用して能登川地区に1箇所

所、計2箇所を開設することで調整することができました。

しみんふくしの家八日市の開設場所につきましては、先ほど申し上げたとおり交付金の基準上、開設場所の候補としては同法人が運営する学童保育所のある小学校、具体的には八日市北小学校、布引小学校、市原小学校、山上小学校、愛東南小学校、湖東第三小学校の6校になります。

6校の中で、対象児童の分布、そして保護者が送迎後通勤することを考慮し、八日市北小学校と布引小学校の2箇所について検討を行いました。

八日市北小学校については、待機児童の分布から考えると、蒲生地区からはやや遠くなります。また、最大50名から60名の児童の利用を想定しており、学童保育所としての面積基準を満たすためには通常教室より広い約100平方メートル以上の部屋の確保とその周辺にトイレやスタッフルームが必要となり、現地を確認しましたが適切な場所が見当たりませんでした。

一方で、布引小学校については、蒲生西小学校や八日市南小学校、八日市北小学校の待機児童の分布を鑑みても比較的送迎しやすい立地であり、併せて100平方メートルを超える冷房が完備された図工室とその周辺にトイレやスタッフルームを確保できることから、保育場所として適していると判断しました。

以上の理由から、布引小学校で開設したいと考えております。

今回の取組の対象となる待機児童76人の保護者に対して、具体的なニーズを把握するためにアンケートを実施したところ、八日市地区の学童保育所は五個荘地区の児童には遠いとの声や、通勤途中に立ち寄りやすい開設場所を望む声が寄せられました。

こうした声に応えられるよう、改めて全運営者と調整したところ、能登川南小学校区に令和6年度から開設した民設民営学童保育所に20人程度保育できる余裕があることから、北向きに通勤する保護者が立ち寄りやすい場所として2箇所目の開設場所とすることで調整できました。

東近江市の地図を御覧いただきたいのですが、八日市・五個荘地区の保護者が八日市・蒲生方面に通勤される場合や、蒲生地区の保護者が八日市方面に通勤される場合は布引小学校を、また、八日市・五個荘地区の保護者が彦根方面に通勤される場合は能登川南小学校を利用することができるものと考えております。

次に保育料につきましては、大前提として、現在学童保育所に入所している児童と同等の金額設定にする必要があるものと考えています。

現在の学童保育所の保育料の状況を見ますと、夏季休業期間のみ保育をする仕組みがなく、保育料も一年を通した保育を基本におおむね月1万円と設定されています。

具体的に申し上げますと、平日は1日当たり約3時間、休業日は1日当たり約11時間の保育が行われ、仮に各月の保育時間を基にして保育料を設定すると月ごとの保育料に大きな差が生じることから、保護者にとって一時期に過度な負担がないように年間で平準化するために、おおむね月1万円の保育料と設定されています。

夏季休業期間に子どもを保育してほしいという方も、現在は少なくとも4月から8月までは学童保育所を利用されることから、その方と整合を図ることが必要と考えます。

現在、待機児童が発生している学童保育所を運営する法人における4月から8月までの平均的な保育料単価を計算しますと、1時間当たり93.3円となります。

この保育料単価に、夏季休業期間中の保育日数26日と1日当たりの保育時間11時間を掛

こども政策課長	け合わせて金額を算出すると約2万7,000円となることから、今回の保育料は2万7,000円としました。 なお、夏季休業期間限定学童保育所の開設による国の交付金の単価は1日当たり1万9,000円で、開所日数26日を掛けて49万4,000円を国、県、市が3分の1ずつ負担して運営法人に交付することとなり、運営法人は保育料と合わせて運営費に充てることができるのです。 今年度、2箇所において試行的に開設し、運営に当たっての課題を検証するとともに保護者の意見を聴く中で、今後については、市内の複数拠点に夏季休業期間限定の学童保育所を設置し、通年保育と夏季休業期間限定保育とを保護者ニーズに合わせて選択できるような姿を目指していきたいと考えております。 そして、この取組によって、通年保育の需要が低下し、待機児童の減少と保育環境の改善につなげたいと考えております。 説明は、以上となります。
教育長	ただ今の説明について御意見、御質問等ございませんか。 夏休みが終わってから、退所者数が待機児童数程度ありますが、新たに募集をされるのですか。それとも、募集は通年されているのですか。
こども政策課長	待機児童を対象として、3月末までに転出等で空きができれば順に入所される場合もあります。
教育長	退所者数が待機児童を解消するくらいの人数ですので、夏休みが終わると待機が解消するのかなと思ったのですが、そうではないのですね。
こども政策課長	本来、学童保育所への申込の時期に選択できるとははっきりとしたことが分かるのですが、今は3月末の待機児童を対象にこの事業を案内していますので、はっきりとはいえません。
教育長	私は、きちんと募集すればいいと思っています。通年又は、一定の空きが出た段階で募集しなければせっかく空きがあっても入れませんし、運営者からすれば収入も減少することになります。そういう点からも、通年募集をしているなどということをもっとPRしていけないのではないかと思います。 併せて、以前からも言っているように、市内で何箇所かをきちんと考えていくという方針を持った方がいいと思います。 それでは続いて、(2)小規模保育事業等における職員配置基準の見直しについてから(3)その他まで続けて報告をお願いします。
幼児課長	幼児課の辻です。よろしくお願いします。 「小規模保育事業等における職員配置基準の見直しについて」説明いたします。資料は、A4横向き1枚のものを御覧ください。 まず、現状につきましては、小規模保育事業等の職員配置基準は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づき、市の条例で定めています。この度（令和6年

幼児課長

3月13日)、国の基準が改正され、職員配置基準の見直しが行われました。

次に課題としましては、職員配置基準は、国の基準において「従うべき基準」とされていることから、本市においても、小規模保育事業等における職員配置基準を見直す必要があります。

これを受けての取組等につきましては、国の基準に従い、小規模保育事業等における職員配置基準を次の表のとおり見直します。

満3歳以上満4歳未満の児童については、現行の「おおむね児童20人につき保育士等1人」を「おおむね児童15人につき保育士等1人」に、満4歳以上の児童については、現行の「おおむね児童30人につき保育士等1人」を「おおむね児童25人につき保育士等1人」に見直します。

また、上記の基準について定める東近江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を6月市議会定例会に上程したいと考えております。

なお、本市では、現在、3歳以上の児童を受け入れている小規模保育事業等はありませんので、今回の職員配置基準の見直しによって、保育士等の増員が必要となる施設はありません。

説明は、以上となります。

教育長

次に、(3) その他について、引き続き説明をお願いします。

幼児施設課長

幼児施設課の村田です。よろしくお願いします。

「東近江市立中野むくのき幼児園及び保健子育て複合施設ハピネスの停電について」報告いたします。資料は、A4縦向き1枚になります。

4月20日(土)午前5時頃、市立中野むくのき幼児園及び保健子育て複合施設ハピネスにおいて、停電が発生しました。

高圧受電しているため、電気主任技術者による状況確認の結果、送電線からキュービクルまでの間のケーブルで漏電していることが判明しました。

交換用のケーブルが手配できた4月22日(月)にケーブルの交換作業を行い、午後3時に停電が復旧し、施設内の電気設備の点検を行い、午後3時50分異常がないことを確認し完了しました。

なお、漏電が起こったケーブルは平成30年製のもので、施工してから年数も経過しており、製品不良の可能性があることから、今回、復旧に要した材料及び労務費については、製造業者が負担することとなります。

幼児園における対応としましては、通常どおり保育を実施し、給食については防災備蓄食料及び学校給食センターからの搬入で対応しました。また、電気関係については、投光器、発電機などを設置し、給水については給水車1台を配置しました。

中野むくのき幼児園以外で高圧受電している幼児施設は13施設あり、定期検査結果や機器類の経過年数などを精査し、関係部署と連携して修繕及び更新を進めていくように考えております。

また、今回の事態を受けて、高圧受電設備を有する公共施設全体について、管財課及び施設建築課において現在調査が実施されています。

報告は、以上となります。

教育長	続いて、子育て講演会の開催について説明をお願いします。
こども未来部長	子育て支援センターで子育て講演会を開催しますのでお知らせします。 チラシを御覧ください。 母親だけではなく、父親に向けても「子育て支援」を発信するために、今回は父親の育児参画についての講演会を企画しました。 日時は7月20日（土）午前10時30分から、場所は保健子育て複合施設ハピネスの2階です。 講師に、産婦人科医で一般社団法人Daddy Support 協会代表理事の平野翔大氏をお迎えして、「父親の育児参画、みんなでうまく進めるには？」と題して御講演いただきます。 この講演会を通じて、父親も子育てをしていくための具体的な育児参画の方法や役割を学ぶ機会としていただき、本市での子育て環境がより充実したものとなるようつなげていきたいと考えております。 説明は、以上となります。
教育長	以上、3件について説明は終わりました。御意見、御質問はございませんか。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	それでは、続いて「4その他」の各課報告に移ります。 各課からお願いします。
各課報告	●教育研究所だよりNo.248（教育研究所） ●報告事項（生涯学習課） ●報告事項（図書館）
教育長	各課からの報告について、御意見等がございましたらお願いします。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	以上で、全ての案件が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	それでは、次回の第6回定例会は、令和6年6月26日（水）午後1時30分から「市役所東庁舎 東D会議室」で開催いたしますので、よろしくお願いします。 また、第7回定例会につきまして、次第にありますように、7月22日（月）午後、24日（水）の午前・午後のいずれかで開催をお願いしたいと思いますが、委員の皆様の御予定はいかがでしょうか。

各委員

(日程調整)

教育長

それでは、第7回定例会につきましては、7月22日(月)の午後1時30分で開催いたします。

また、先ほど、学校教育課から報告がありました教科用図書につきましては、採択が必要となります。今年度は第8回の定例会の中で御審議いただくこととします。日程については、2市2町の同日開催の関係で、8月23日(金)午後とさせていただきますので、よろしくお願いします。

なお、会場は「市役所 東庁舎 東D会議室」で開催いたします。

教育長

それでは、以上をもちまして、令和6年第5回教育委員会定例会を終了させていただきます。

会議終了

午後4時50分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
